

平成19年 9月14日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時00分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | | | |
|-------|---|----|----|
| 町 | 長 | 細川 | 義雄 |
| 副町 | 長 | 坪野 | 高志 |
| 副町 | 長 | 綱木 | 常一 |
| 総務課 | 長 | 藤沢 | 仁 |
| 富来支所 | 長 | 二見 | 博 |
| 企画財政課 | 長 | 木坂 | 孫信 |
| 監理課 | 長 | 藤田 | 好博 |
| 税務課 | 長 | 柴田 | 一廣 |

| | |
|-----------|---------|
| 住 民 課 長 | 田 村 実 |
| 子育て支援課長 | 宮 本 俊 一 |
| 健 康 福 祉 課 | 笹 川 門 治 |
| 生活安全課長 | 西 清 一 |
| 商工観光課長 | 富 樫 一 就 |
| 農林水産課長 | 横 川 外 治 |
| 建 設 課 長 | 山 崎 脩 平 |
| 上下水道課長 | 山 本 政 直 |
| 富来病院事務長 | 古 川 吉 亮 |
| 会 計 管 理 者 | 金 谷 昭 一 |
| 教 育 長 | 青 山 源 隆 |
| 学校教育課長 | 向 畠 登 |
| 生涯学習課長 | 中 田 政 光 |

(職務のために出席した者の職氏名)

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 新 木 利 夫 |
| 書 記 | 西 清 孝 |
| 書 記 | 池 端 久 幸 |

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第64号ないし第78号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 議会議案 第4号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

(開 議)

林 一夫議長 これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 . 諸 般 の 報 告

林 一夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。

日程第 3 . 町長提出 議案第 6 4 号ないし第 7 8 号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

林 一夫議長 続いて、町長提出 議案第 6 4 号ないし第 7 8 号を一括して議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明総務 はい、議長。

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました議案 3 件について、1 2 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 6 4 号「平成 1 9 年度一般会計補正予算（第 5 号）」についての歳入の主なものは、土田小学校耐震工事に係る公立学校施設整備費補助金及び小学校耐震補強事業債、漁業振興特別基金繰入金などの基金繰入金などを増額するものであり、歳出の主なものとしては、事業執行の進捗に伴う補正及び定期人事異動に伴う人件費の組み替えとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、行政評価制度構築支援委託の期間、土地鑑定委託業務の内容、開票時間短縮などに伴う選挙経費改革の取り組み、耐震工事と小学校再編整備の位置付け及び民生費雑入並びに前年度繰越金についての質問がなされ、それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 7 5 号「コミュニティバスの運行に関する条例」については、1 0 月 1 日から富来地域においてもコミュニティバスを運行するにあ

たり、適正な運行管理を期するため、条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、乗車見込み数や委託先との運行に関する契約についての質問があり、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けるとともに、利用者の意見、感想、要望のアンケート等の聴取や停留所の風雨対策の検討をしてもらいたいとの要望もありましたので併せて報告致します。

続いて、議案第76号「都市計画税条例の改正」については、地方税法の一部改正に伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、ケーブルテレビ事業の利用料金、共同アンテナ施設の取扱い、事業交付金や住民説明会などのスケジュールについての説明があり、委員からは地域情報通信基盤整備推進交付金の概要について質問があり、担当課長より詳細な説明を受けております。

また、当委員会において、地方財源の充実強化を求める意見書について協議した結果、委員各位の賛同を得て、次回12月定例会に議会議案として提案することになりました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 教育民生常任委員長 橘 照茂 君。

橘 照茂教育 はい。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案7件について、10日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第64号「一般会計補正予算(第5号)」につきましては、事業執行の進捗に伴う補正及び定期人事異動に伴う人件費の組み替えが主なるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべき

ものと決しました。

審議に際し委員からは、能登半島地震の被害額の状況やそれに伴う国からなどの補助金についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けるとともに、土田小学校耐震補強工事については、外観的なものに配慮し、校舎以外に被害のあったものについて、早急に対応願いたとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第65号「国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、平成18年度の医療費確定に伴い増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号「老人保健特別会計補正予算（第1号）」についても、平成18年度の医療費確定に伴い増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、平成18年度決算の確定に伴う繰越金の補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号「町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）」については、人事異動に伴う人件費及び事務費の補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「町立富来病院事業会計補正予算（第2号）」については、収益的支出で一般撮影装置エックス線管球の交換等の修繕費の追加、資本的支出で検査機器の入れ替えによる資産購入費を追加するものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは診療材料等の購入したものについての院内のチェック機能についての質問がなされ、事務長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第78号「損害賠償の額の決定」については、平成17年に土田保育園で起きた事故について和解が成立し賠償金を支払うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、相手方の後遺症等について質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、富来病院の院外処方の実施について、病院事務長から説明がありました。

また、その他の件としまして、国民健康保険税、介護保険料や奨学金の滞納状況、短期保険証等の発行状況、介護サービスの利用制限、各滞納の徴収対策、能登地区の高校再編整備及び志賀地域の小学校再編整備について質問があり、町長及びそれぞれ担当課長から説明を受けるとともに、高校、小学校再編整備については、少子化の進行状況を見極めながら協議・対応願いたいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

そして、当委員会として当町に馴染むと思われる「被災者生活再建支援法の早期改正を求める意見書」外5件の意見書について協議した結果、委員各位の賛同を得て次回12月定例会に議会議案として提案することになりました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本議会において議決願うことで各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 産業建設常任委員長 富澤 軒康 君。

富澤 軒康産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告を行います。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案7件について、11日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第64号「一般会計補正予算（第5号）」については、事業進捗に伴う補正及び定期人事異動に伴う人件費の組み替え補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは漁業振興助成金及び水産物蓄養施設整備事業補助金の内容、能登西方沖地震に伴う道路河川災害や富来女性センター閉館

に伴う起債の償還等について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けるとともに、町道路線の排水による道路崩壊について、排水経路を調査し対応願いたいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第67号ないし第69号及び第72号並びに第73号については、特別会計及び事業会計の補正予算であります。

議案第67号は「農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」で、人事異動に伴う人件費及び災害復旧費の補正であり、議案第68号は「公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」で、人事異動に伴う人件費及び工事請負費等の組み替え補正、議案第69号は「地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第3号)」で、前年度繰越金の確定及び処理場管理費の修繕に伴う補正、議案第72号は「簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」で、鶴野屋・地保飲料水供給施設のろ過機設置事業費の減額、議案第73号は「水道事業会計補正予算(第3号)」で、収益的収入で新設給水加入金など追加する一方、収益的支出で人件費及び設備等保守点検委託料の精算見込みに伴い減額し、資本的支出では、下水道支障移転工事等に併せた配水管の布設工事の増により増額するものと、それぞれ説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号「町営土地改良事業施行認可申請」については、平成20年度から22年度にかけて大西地区の基盤整備促進事業として農業用排水施設の改修を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、国道の廃止に伴い、今後予定される町道認定路線について、担当課長より説明がありましたので報告致します。

また、当委員会から道路整備促進に関する意見書を、今定例会最終日に提案する旨の賛同を頂きましたことを併せて申し添え致します。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続審査について議長に報告し、本議会において議決願うことで各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

林 一夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。
(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

林 一夫議長 これより、以上の各件に対する討論に入ります。
(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

林 一夫議長 これより、採決いたします。
まず、町長提出 議案第64号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第65号ないし第74号を一括して採決いたします。
以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
以上の各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第75号及び第76号を一括して採決いたしま

す。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3 . 議会議案 第4号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

林 一夫議長 次に、富澤 軒康 君 ほか5名から提出のありました議会議案第4号
「道路整備促進に関する意見書」について、富澤 軒康 君の朗読説明を
求めます。

8番 富澤 軒康 君。

富澤 軒康議員 道路整備促進に関する意見書案。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える基礎的社会
資本である。

能登半島を有し、南北に細長い地理的特性を有する本県においては、県
土の均衡ある発展を図り、県民の安全で快適な生活を可能にするためにも、

広域交流を促進する幹線道路から日常生活を支える生活道路に至る道路のより一層の整備促進が不可欠である。

特に、今回の能登半島地震では、盛土の崩壊や土砂崩れにより交通が遮断され、孤立集落が発生するなど、県民生活において道路はまさに生命線であることを改めて認識させられるとともに、代替道路の整備や耐震性の確保など、災害に強い道路の必要性が一層浮き彫りとなったところである。

よって、国におかれては、道路整備に必要な安定的な財源を確保し、遅れている地方の道路整備を計画的にかつ着実に推進するよう強く要望する。

県内どこに住んでも快適な生活が営める「全県ネットワーク」を実現するためには、道路整備をより一層推進しなければならない。

よって、政府におかれては、地域の安全・安心な道路網の整備のために、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

1．地域間格差を是正し、活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町村道に至る、体系的な道路網の整備を促進するとともに、快適な道路環境の形成に努めること。

1．道路特定財源については、受益者負担という制度趣旨に則り、安全・安心の確保や豊かな生活環境の創造など、広く国民が望む道路整備の推進に充当すること。

1．災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、防災対策・地震対策・雪害対策を強力に推進すること。

1．地方の道路整備状況等を勘案して、地方道路整備臨時交付金及び地方特定道路事業を継続するとともに、地方道路整備のための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年9月14日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、石川県選出国會議員あて。

志賀町議会議長 林 一夫。

以上であります。

林 一夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

林 一夫議長 これより、議会議案第4号に対する質疑を許します。
(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

林 一夫議長 これより、本案に対する討論に入ります。
(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

林 一夫議長 これより、採決いたします。
本案は、原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第4．各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

林 一夫議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

林 一夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成19年第3回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後2時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議 長 報 告

1．議長報告第23号

閉会中継続審査について

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

総務常任委員会委員長

議会運営委員会委員長

2．議長報告第24号

委員会審査報告

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

総務常任委員会委員長

3．議長報告第25号

視察報告について

議会広報特別委員長

4．議長報告第26号

入札結果報告について

(平成19年9月11日 11件)